

該当するものに○を付す。
経営事項審査を受ける場合は基本的に税

工事 経 歴 書

記載方法

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込 税抜)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 市町村	配 置 技 術 者		請負代金の額	工 期				
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載)		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月		
			共同事業体 (JV) の構成員として 請け負った工事には「JV」と	氏 名	主任技術者	監理技術者	(20,000) 40,000	千円	千円			
旭川市	元請	JV	共同事業体 (JV) の構成員として 請け負った工事には「JV」と	旭川市	建設 太郎	レ	40,000	千円	千円	年 月	年 月	
A氏	元請		A邸外構工事	旭川市	建設 太郎	レ	30,000	千円	千円	年 月	年 月	
(株)〇〇建設	下請		〇〇工事	旭川市	建設 太郎	レ	20,000	千円	千円	年 月	年 月	
旭川市	元請		〇〇工事	旭川市			15,000	千円	千円	年 月	年 月	
(株)〇〇建設	下請		〇〇工事	旭川市			4,000	千円	千円	年 月	年 月	
(株)〇〇建設	下請		〇〇工事	旭川市	建設 太郎	レ	2,000	千円	千円	年 月	年 月	
経営事項審査を受ける場合				経営事項審査を受けない場合								
① 元請工事に係る完成工事について、請負金額の大きい順に記載し、元請工事の 請負金額の合計の7割に達した時点で記載を終了。 注1) 500万円 (建築の場合1,500万円) 未満の軽微な工事については10件に達 した時点で記載終了。 注2) 請負代金の合計額のうち1,000億円を超える部分は記載不要。				① 主な完成工事 (10件程度) について、請負金額の大きい順に記載。 ② 主な未完工事について、請負金額の大きい順に記載。								
② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、請負金 額の大きい順に記載し、全体の請負金額の合計の7割に達した時点で記載を終 了。 注1) 500万円 (建築の場合1,500万円) 未満の軽微な工事については10件に達				完成工事の件数及び請負金額 についてページ毎の合計を記								
				業種ごとの最終ページにおいて元 請工事の請負金額の合計を記載。								
				元請完成工事の請負金額につい てページ毎の合計を記載。								
				小計						うち 元請工事		
				合計	7	140,000				100,000	千円	

注文者や工事名に個人名が入る場合、
個人が特定されないようイニシャルで

各工事現場に置かれた配置技術者について、
該当する箇所にレ点を記載。

工事進行基準を採用している場合、当該事
業年度中の完成工事高を括弧書きで記載。

業種ごとの最終ページにおいて、全ての完成工事
の件数及び請負代金額の合計を記載。

記載例（経営事項審査を受ける場合）

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （税込・税抜）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月		
旭川市	元請		〇〇工事	旭川市	① 元請工事の合計額（100,000千円）の7割を超えるところまで、元請工事を請負代金の大きい順に記載		40,000				
旭川市	元請		〇〇工事	旭川市			30,000				
(株)〇〇建設	下請		〇〇工事	旭川市			建設 太郎	レ	20,000		
旭川市	元請		〇〇工事	旭川市			② 元請及び下請工事を合わせた完成工事高の合計額（160,000千円）の7割を超えるまで、①に続けて①以外の元請及び下請工事を請負代金の大きい順に記載 ここでは①の70,000千円と合わせて		15,000		
(株)〇〇建設	下請		〇〇工事	旭川市					4,000		
(株)〇〇建設	下請		〇〇工事	旭川市					2,000		
(株)〇〇建設	元請		〇〇工事	旭川市					1,000		

小計				うち 元請工事
	件	千円	千円	千円

合計	7	160,000		うち 元請工事
	件	千円	千円	100,000 千円

その他の注意点

□ <一式工事について>

一式工事とは、「原則として元請業者の立場として総合的な企画・指導及び調整の下に土木工作物又は建築物を建設する工事であり、2つ以上の専門工事が有機的に組み合わされた（複数の下請業者による施工）工事である場合又は工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難な工事」（「要綱第8注2」より）とされています。

2つ以上の専門工事から成る工事であるからと言って必ずしも一式工事に該当するとは限りませんのでご注意ください。

（例）

- ・戸建て住宅の新築又は建築確認が必要なリフォーム工事 → 建築一式工事
- ・戸建て住宅の建築確認不要なリフォーム工事 → 専門工事

建設工事の分類については、「建設業許可申請の手引き」p.22「表1-1 建設工事と建設業の種類」を参照してください。

なお、工事経歴書で専門工事に分類した場合でも、経営事項審査では専門工事の完成工事高を一式工事に振替えることが可能です（業種間積み上げ）。

詳しくは「経営事項審査申請の手引き」p.23をご覧ください。

□ <維持、保守点検、調査等の完成工事高への計上について>

建設業とは、「元請・下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業」と定義されています。（建設業法第2条第2項より）この定義から外れる場合、売上げは完成工事高ではなく、兼業売上高に計上されます。

（例）

- ・道路（河川）維持業務における抜開、草刈、除土運搬、除排雪業務、路面清掃、側溝清掃
 - ・委託契約における設備関係の保守、点検業務
 - ・地質調査、測量調査及びこれに伴うボーリング工事
- （「建設業許可申請の手引き」p.29「表1-2 非建設業の例示」より）

ただし、工事名が「維持、保守、調査等」であっても契約の一部に建設工事が含まれる場合は、建設工事部分の売上げのみ完成工事高へ計上することができます。その場合、経営事項審査では契約書等に加え、裏付資料として工事内訳書等建設工事部分の内容及び請負金額がわかる資料を提出してください。

□ <単価契約の工事について>

単価契約の工事の場合、工事経歴書に記載する1件あたりの請負金額は、決算期内に売上として計上した請求額の累計金額となります。

また、経営事項審査の際は、確認書類として、契約書の他、請求書及び入金確認書類が必要ですが、請求書の枚数が多くなる場合は、累計金額がわかりやすくなるよう一覧表を作成して提出してください。

□ <工事進行基準について>

工期が複数事業年度にわたる工事で工事進行基準を採用している場合、工事経歴書の請負代金の額について当該事業年度中の完成工事高を括弧書きで記載し、その下に請負金額の総額を記載してください。